

町内会の空白地帯を つくらないためにも

緊急事態宣言の解除後も新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みは、気を緩めることなく今後も継続していく必要があることから、本会が計画していた会議や研修等も大半が中止せざるを得ない状況となっております。各町内会におかれましても同様に、事業の展開に苦慮されていることとお察しいたします。

皆様が本心に安心できるためにも、一刻も早い治療薬の承認と流通が待たれます。

今号では、町内会の組織運営上の課題について取り上げてみたいと思います。(町連合事務局)

運営に困窮する町内会の増加

町内会が自治体などに活動費の補助を申請するためには、前年度の事業報告・決算書と監査報告・当年度の事業計画・予算書、町内会の規約・役員名簿を含めた総会資料を添付して提出することが義務付けられています。

しかし、一部の町内会では、役員の引き継ぎが不十分な為なのか、申請書類の作り方や「規約」の所在がわからなくなっているなど、組織運営の継続性の観点からも憂慮すべき状況に有ります。

「規約」には、町内会を組織することの目的とその達成のための事業、役員の構成・職務・任期、会費や会計年度の期間、総会・会議の開催、慶弔費などが含まれており、町内会の継続的な運営上、必要不可欠な決まりごとが記されており、

町内会に寄り添う事務局と地域支援員

もし「規約」が見当たらないのであれば、活動補助を受けるためだけでなく、町内会の次代の担い手にとって、運営上必要不可欠なものとなりますので、早急に明文化しなければなりません。

また、個人情報保護の取り組みに関しても、町内会が規則を定め、適切に運用することが義務化されており、未設定の町内会には、整備を進めていただく必要があります。

各種書類などの作成も含めて、該当する町内会におかれましては、支援をいたしますので、本会の事務局や地域支援員の相談窓口などお気軽にご相談願います。

令和4年1月初旬開催予定 白老町新年交礼会の 開催中止について

会の性質上、飲食を伴い、参加者多数で密を避けられず、冬期間のため換気を十分に行うことが出来ないと判断し、大変残念ではございますが中止することといたしましたので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

白老町町内会連合会 会長 吉村 智



大町第10町内会 クリーン白老・秋の感謝祭(10/3)

地域清掃後に、パンの福袋のくじ引きや野菜市などを実施しました。

(大町第10町内会長 外館 博文)

町内会の活動紹介

町内会運営の相談・支援窓口

- ①町連合事務局(担当: 牧野)
(白老町町民まちづくり活動センター内)
- ②地域支援員の相談支援窓口
(開設日・会場は広報紙を参照願います。)

共通のお問合せ先: ☎ 82 - 4253

どうぞお気軽にご相談下さい!